

令和8年度沖縄らしい風景づくりに関する普及啓発等活動業務 仕様書

1. 業務名

令和8年度沖縄らしい風景づくりに関する普及啓発等活動業務

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

3. 業務の目的

沖縄らしい良好な風景は、県民共有の財産であり、それを守り、造りながら次世代に発展継承していくことが重要である。そのためには、県民一人一人が風景・景観づくりに関するさらなる意識の向上を図るとともに、風景づくりの普及啓発ができる人材を育成していくことが課題である。

目的①：業務概要にある風景づくりに関する普及啓発の活動を効果的に実施することで県民意識の醸成を図り、沖縄らしい風景づくりの推進に寄与すること。

目的②：業務の中で、風景づくりの普及啓発を先導する人材も育成していくことで、次世代への継承も見据えた沖縄らしい風景づくりの推進に寄与すること。

4. 業務概要

- (1) 沖縄らしい風景づくりシンポジウム又はセミナーの企画及び運営等一式
(周知業務も含む)
- (2) “美ら島沖縄”風景づくり協議会の企画、運営及び支援一式
- (3) 景観に関するパネル作成及びパネル展の実施
- (4) 風景づくり学習冊子の作成
- (5) 景観ツアーの開催
- (6) 風景づくりフォトコンテストの開催
- (7) 報告書の作成
- (8) その他、協議し決定した事項

5. 業務詳細

- (1) 沖縄らしい風景づくりシンポジウム又はセミナーの企画及び運営等一式
 - ① 参加人数100人を収容できる会場を想定する。
 - ア 目標参加者を200名（会場及びWEB受講含む）以上で設定する。
 - ②実施会場について
 - ア 第40回沖縄県トータルリビングショウで開催とし、会場は沖縄コンベンションセンター会議棟B2とする。※会場使用料を業務委託に含めること。
 - イ インターネットによるライブ配信、アーカイブ配信を行う。

③シンポジウムの内容について

- ア 県が想定するシンポジウム又はセミナーの次第は以下のとおりだが、新たな提案を可とする。
 - a. 主催者挨拶（沖縄県）
 - b. 基調講演
- イ 基調講演者は1名以上とし出演者は県との協議により決定する。
- ウ 会場は準備と片付けも含めて13時から18時まで使用可能
- エ アンケートはA4片面1枚程度とし、インターネット配信視聴者もインターネット上で回答できるよう対応すること。
- オ 開催日は令和8年10月17日(土)とする。

④ 出展社説明会への参加

令和8年8月20日(木)13時30分から開催のトータルリビングショウ出展者説明会へ参加すること。

⑤ シンポジウム又はセミナーに係る周知

- ア ポスター等の掲出及びチラシの配布
 - a. シンポジウムの趣旨・目的を踏まえ作成。また、多くの県民が風景づくりに興味を抱き、来場を促すものとなるよう留意すること。
 - b. ポスター及びチラシの配布先は契約締結後、県と協議の上決定する。なお、県内各市町村等の行政機関に対しては県が配布し、その他の機関・施設については受託者が配布するものとする。
 - c. 校正は、沖縄県が校了とするまで行うこと。
 - d. ポスターはA2サイズ・フルカラーを200部作成する。
 - e. チラシはA4サイズ・フルカラー裏表を2,000部作成する。
- イ SNS広報
各種SNSによる広報を行う。

(2) “美ら島沖縄” 風景づくり協議会の企画、運営及び支援一式

①運営内容 総会1回、幹事会2回、専門部会（情報発信部会、活動計画部会）各1回以上実施する。

②支援内容

- ア 各会における出欠整理、資料作成、会場確保・設営、会進行、議事録作成等
※配布資料、会場（県庁で確保できない場合）は受注者負担
- イ 各会の資料作成では、会議の問題や課題を整理し、解決案を提示すること。
その他必要に応じて会員へのヒアリング、アンケート調査及び日程調整等を行う。
- ウ 会員間の情報共有を図るための各種対応

【参考：“美ら島沖縄風景づくり協議会” 会議規模】

	総会	幹事会	専門部会
回数	1回（3時間程度）	2回（2時間程度）	情報：各1回以上 活動：各1回以上 ※各々3時間程度
想定人数（事務局含む）	100名程度	15名程度	15名程度
直接経費 （会場使用料）	1回（100名程度で 利用可能な会議室等）	— （利用可能な会議室等 または県庁会議室を使用）	— （利用可能な会議室等 または県庁会議室を使用）

(3) 景観に関するパネル作成及びトータルリビングショーでのパネル展の実施

目的：沖縄の魅力ある風景や県の取組みについて県民や観光客に広く周知していくことで、沖縄らしい風景づくりの推進を図る。

① パネル内容は以下を想定しているが、協議会を活用して内容を検討する。

ア. A0サイズで11枚程度

イ. パネルタイトル（例）

a. 景観・風景とは、b 沖縄らしい風景とは

c 景観計画について

d 沖縄県の事業（人材育成事業・シンポジウム・協議会）

e 県内の景観が良い場所の写真とその説明

※パネルは次年度以降も利用するため、年度や時期を問わず利用できる内容とすること。

② 第40回沖縄県トータルリビングショーでパネル展を実施する。

ア 開催は令和8年10月16日（金）～18日（日）の3日間とする。

イ 設営は10月14日（水）15:00～20:00 及び10月15日（木）9:00～20:00で行うこと。

ウ 搬出は10月18日（日）17:30～20:00 又は10月19日（月）9:00～11:30に行うこと。

エ 展示スペースのサイズは以下とする。

開口3.65m、奥行3m、高さ2.5m

(4) 風景づくり学習冊子作成

- ① 内容は下記を想定するが、冊子の内容及びデザインは協議会を通して検討、決定すること。次世代の風景づくりを担う人材育成を図る観点から景観整備機構など多くの景観関係団体と連携し作成すること。子供から大人、県民・観光客も活用できる内容とすること。

【参考例】

- ア. 景観・風景とは
- イ. 沖縄らしい風景とは
- ウ. 景観計画について
- エ. 沖縄県の事業（人材育成事業）
- オ. 沖縄県の事業（シンポジウム・協議会）
- カ. 沖縄県の事業（技術開発・景観評価システム）
- キ. 南部の風景について
- ク. 中部の風景について
- ケ. 北部の風景について
- コ. 離島の風景について

- ② 冊子の印刷・製本・配布

- a. A4サイズ・フルカラーを300部作成する。

※規格、部数については受注者との協議により変更できるものとする。

(5) 景観ツアーの開催

目的：身近にある良好な景観・風景について、県民がその良さを楽しみながら再認識するとともに、景観・風景ガイドを育成していくことで、沖縄らしい風景づくりの推進を図る。

- ① 内容：幅広い年代の県民に参加してもらえる景観・風景に係るツアーを企画運営する。
- ② 説明者：景観整備機構や観光ガイドとの連携し観光、建築・土木・造園・歴史から説明する。
- ③ 場所・回数等：開催場所は沖縄本島内とし、1回2時間のツアーを1回開催する。参加人数は30名程度を想定する。

(6) フォトコンテストの開催

目的：身近にある沖縄らしい風景を探し出し、写真を撮ることで県民にまちの魅力を発見してもらうこと。また、まちの良いところ、改善したいところを再認識し、将来のまちの姿や未来への希望などをイメージすることにより、自分たちのまちを守り、育む意識の推進を図る。

- ① テーマの提案

②審査委員の選定

審査会の委員は協議会会員からの選出と、1名の写真家を提案及び調整すること。
審査委員及び委員数は県との調整によって決定する。

③応募要領案の作成

④ポスター・チラシ等の作成及び配布

ア. フォトコンテストの趣旨・目的を踏まえ作成。また、多くの県民が風景に興味を抱き、応募を促すものとなるよう留意すること。

イ. ポスター及びチラシの配布先は契約締結後、県と協議の上決定する。

ウ. 校正は、沖縄県が校了とするまで行うこと。

エ. ポスターはA2サイズ・フルカラーを200部作成する。

オ. チラシはA4サイズ・フルカラー裏表を2,000部作成する。

⑤公募、応募作品の整理等

⑥審査会の実施（3回程度）

【参考例】

ア 第1回 応募要領等の作成

イ 第2回 応募状況の報告、受賞作品の選定

ウ 第3回 受賞作品の決定

⑦受賞作品をフェイスブック「風景ゆいゆい」への投稿

※上記業務内容は、提案も可能とし、県と調整し決定する。

(7) 報告書の作成

① シンポジウムの実施した各業務の記録・アンケート結果のとりまとめ等の報告書を作成する。

② 協議会の記録（議事録・使用資料・アンケート結果）などの報告書を作成する。

③ パネル作成（パネル展）・学習冊子・景観ツアー・フォトコンテストの実施した各業務の記録等を取りまとめた報告書を作成する。

(8) その他、協議し決定した事項

委託業務の内容については原則、企画提案書のとおりとするが、業務を進める中で内容に変更がある場合は、協議の上決定する。

6. 提出書類

本業務を実施するにあたって受託者は、次の書類を適宜提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 打合せ記録簿
- (5) 業務完了通知書
- (6) 業務 [成果物・報告書] 引渡書
- (7) その他（県が必要とみなした書類）

7. 成果品

- (1) 業務報告書 1部及びデータ版（DVD-R）

データ版は、報告書本編をPDFファイル及びオリジナルファイルで納品し、報告書や業務に使用した写真についてはオリジナルファイルも納品すること。

8. 再委託の禁止について

契約書第5条に基づく以下の業務については、再委託を禁止する。

- (1) 契約金額の50%を超える業務
- (2) シンポジウム及び協議会の企画・運営に関する業務のうち、企画判断・管理運営・指導監督に関する業務（補助業務等を除く）
- (3) 広報に関する業務のうち、広告の掲出に係る企画判断・管理運営・指導監督に関する業務（補助業務等を除く）

9. 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、報告書等の印刷製本等の単純業務について第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。また、企画・運営・広報の補助業務に関しては再委託を認める。

次世代の風景づくりの普及啓発を先導する人材育成の観点から景観整備機構など景観関係団体との再委託についても県との協議を踏まえ適切であると判断した場合は認めるものとする。

10. 連絡調整等

- (1) 本事業の実施に当たり統括担当者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに沖縄県に対して、統括担当者の氏名及び役職等を報告すること。
- (2) 本業務に関する打合せは原則3回実施する（着手後1回・中間1回・最終1回）。ただし、業務に合わせて適宜状況報告等行うこと。その他、随時、沖縄県の求めに応じて報告・調整等を行うこと。
- (3) 打合せを行った際には、打合せ記録簿を作成し担当職員へ提出確認を行った後、相互に当該打合せ記録簿を一部ずつ保管するものとする。

11. その他

- (1) その他、本仕様書に示されていない事項については、協議のうえ取り決めるものとする。
- (2) シンポジウムについては、沖縄らしい風景づくりポータルサイト「風景結々」の取り組みレポートのページに過去シンポジウムの詳細が掲載されているため参考とする。
- (3) 協議会の位置付けについては、沖縄県都市計画・モノレール課のホームページに掲載されている“美ら島沖縄”風景づくり行動計画（沖縄県景観向上行動計画）の概要版（P15）、本編（P47～49）を参考とする。
また、沖縄らしい風景づくりポータルサイト「風景結々」の“美ら島沖縄”風景づくり協議会についてのページに会員活動紹介誌が掲載されているため参考とする。